

豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針の一部変更案に関する  
都道府県知事からの主な意見及び考え方

令和元年 10 月 10 日  
農 林 水 産 省  
消 費 ・ 安 全 局

- 家畜防疫員によるワクチン接種に加えて、農場を管理する民間の獣医師、雇い上げ獣医師等によるワクチン接種を可能とすること。【16 件】
  - ➡ 家伝法第 6 条第 1 項により、ワクチン接種する場合は家畜防疫員が接種する必要があることから、家畜防疫員が不足する場合は、非常勤の都道府県職員として民間獣医師等を採用し、必要な家畜防疫員を確保することができる。
  
- ワクチン接種推奨地域について、野生いのししの感染が確認されている都道府県だけではなく、隣接する都道府県の意向等を踏まえ、広域的（全国を含む）に設定すること。【15 件】
  - ➡ 牛豚等疾病小委員会での議論を踏まえ、あくまで、野生いのししの陽性確認状況等を踏まえ、地域限定的に感染リスクに応じて設定するものとする。
  
- 都道府県におけるワクチン接種区域の設定や見直しに当たっての具体的な基準や考え方を明確にしていきたい。【2 件】
  - ➡ 地域における感染いのししの確認状況、野生いのししの生息状況、周辺農場数、幹線道路・山・河川等の地理的状況といった農場周辺の環境要因を考慮してワクチン接種プログラムを作成し、そのプログラムを牛豚疾病小委員会の意見を踏まえ、国が確認する。
  
- 種豚等のワクチン接種区域外への移動についても、抗原検査で陰性を確認した場合等を条件に、移動を認める体制を構築すべき。【14 件】
  - ➡ ワクチンは感染を完全に防げるものではなく、感染していないことの証明は困難であることから、牛豚等疾病小委員会の委員等の専門家の意見を踏まえ、移動先での発生リスクを考慮して、移動の管理を確実に行う必要がある。防疫指針第 3-3 の 4 に規定する「高度な隔離・監視下にある豚

等」については、専門家の意見を踏まえ、早急に検討を進める。

- ワクチン接種農場において、豚コレラが発生した場合は、全頭殺処分とする必要はないのではないか。【3件】
  - ➡ ワクチン効果の限界で、農場内全ての豚でのウイルス感染は否定できる方法はないことから、牛豚等疾病小委員会の委員等の専門家の意見を踏まえ、野外ウイルスの拡散リスクを最小限とするため、全頭殺処分としている。
  
- 飼養いのししのワクチン接種は危険なため、除外すべきでないか。【2件】
  - ➡ いのしし飼養農場がある地域で接種区域として設定する場合は、いのししにも接種する必要がある。接種の際は、囲い込み、吹き矢、麻酔銃等の使用等を専門家にも相談いただきながら進めていただきたい。